# 松川町空家等対策の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。 以下「法」という。)及び松川町空家等対策の推進に関する条例(平成30年松川町 条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (認定基準)

第2条 条例第2条第2号に規定する特定空家等の認定基準は、松川町空家等対策計画に定めるとおりとする。

### (情報提供)

第3条 町民等及び区会等は、条例第7条の規定により特定空家等に係る情報を提供 するときは、空家等の情報提供書(様式第1号)を町長に提出するものとする。

### (実態調査)

第4条 条例第8条の規定による実態調査は、空家等に係る外観調査を基本とし、当該空家等の構造又は設備の劣化、腐敗若しくは破損、周辺へ及ぼす影響等について行うものとする。

#### (立入調査)

- 第5条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 2 法第9条第4項の証明書は、立入調査員証(様式第3号)によるものとする。

#### (助言又は指導)

第6条 法第14条第1項及び条例第9条第1項に規定する助言又は指導は、助言・指導書(様式第4号)により行うものとする。

#### (勧告)

- 第7条 町長は、助言又は指導の実施後、1箇月を経過してもなお改善が見られない ときは、法第14条第2項又は条例第9条第2項の規定により勧告を行うものとする。
- 2 勧告は、勧告書(様式第5号)により行い、管理不全な状態の改善の期限は、勧告書送達の日からおおむね1箇月とする。

#### (命令)

- 第8条 町長は、勧告書に定める期限を経過しても改善が図られないときは、法第14条第3項又は条例第10条の規定により命令を行うものとする。
- 2 命令は、命令書(様式第6号)により行い、管理不全な状態の改善の期限は、命令書送達の日からおおむね1箇月とする。

3 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書(様式第7号)によるものとする。

# (公開による意見の聴取)

- 第9条 法第14条第5項の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、公開による意見の聴取請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。
- 2 法第14条第7項の規定による通知は、公開による意見の聴取通知書(様式第9号)により行うものとする。
- 3 法第14条第7項の規定による公告は、松川町公告式条例(昭和31年松川町条例 第1号)第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法に より行うものとする。

# (代執行)

- 第10条 町長は、期限を経過してもなお管理不全な状態が改善されないときは、法第14条第9条の規定により代執行を行うものとする。
- 2 前項の代執行は、履行期限を定めた戒告書(様式第 10 号)を送達し、指定の期限 までに命じた措置を履行しない者に対し、代執行令書(様式第 11 号)を送達して行 うものとする。
- 3 第1項の規定により行う代執行に当たっては、執行責任者が立ち会い、その者が 執行責任者であることを示す代執行責任者証(様式第12号)を携帯し、関係者にこ れを提示しなければならない。

#### (代執行費用の徴収)

- 第11条 町長は、代執行に要した費用を所有者等から徴収するものとする。
- 2 前項の費用の徴収については、代執行費用納付命令書(様式第13号)により、代執行の履行後に納付すべき金額及び納付期限を所有者等に通知するものとする。

### (公示等)

第12条 法第14条第11項に規定する標識は、様式第14号によるものとする。

#### (緊急安全措置)

- 第13条 町長は、条例第14条第1項の規定により必要最小限の措置を行ったときは、 当該空家等の所有者等に対し、緊急安全措置実施通知書兼請求書(様式第15号)に より通知するものとする。
- 2 条例第14条第2項の規定による公告は、松川町公告式条例第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他町長が適当と認める方法により行うものとする。
- 3 町長は、条例第 14 条第 3 項の規定による緊急安全措置に要した費用については、 緊急安全措置実施通知書兼請求書(様式第 15 号)により、納付すべき金額及び納付 期限を所有者等に通知するものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(宛先) 松川町長

提出者 住所 氏名 電話番号

> 法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所 在地、名称、代表者の氏名及び電話番号

# 空家等の情報提供書

次のとおり、空家等に関する情報を提供します。

記

空家等の所在地			
空家等の所有者等			
空家等となった時期	年	月頃	
空家等の状況:			

様式第2号(第5条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

松川町長印

## 立入調査実施通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等に該 当する恐れがあるため、法第9条第2項の規定により下記のとおり立入調査を実施します ので、同条第3項の規定により通知します。

記

空家等の所在地							
立入調査の期日	左	F	月	日から	年	月	日まで
立入調査の趣旨及び内容							
備考							

(表)

第 号

# 立入調査員証

所属

職名

氏名

5.5 c m

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 9 条第 2 項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。

 年 月 日 発行( 年 月 日まで有効)

 松川町長 印

9 c m

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) (抜粋) (立入調査等)

# 第9条 (略)

- 2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度に おいて、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入 って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたもの と解釈してはならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

松川町長

#### 助言・指導書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められました。

つきましては、下記のとおり速やかに周辺の環境保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項の規定により助言、指導します。

記

1 対象となる空家等

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
所在地				
用途				
所有者又は管理者	氏名			
別有有又は官連有	住所			

- 2 助言又は指導に係る措置の内容
- 3 助言又は指導に至った経緯

4 助言又は指導の責任者

松川町建設課長 連絡先:

5 措置の期限

年月日

#### 備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 空家等の状態が改善されない場合は、法第14条第2項の規定により必要な措置をとることを勧告することがあります。なお、上記1の空家等に係る敷地が地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合で、この勧告を受けた後、固定資産税の賦課期日(1月1日)時点においても上記2に示す措置がとられていないときは、当該敷地に係る当該年度以後の年度分の固定資産税について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

松川町長

#### 勧告書

あなたが所有・管理する下記の空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう助言・指導をしましたが 年 月 日現在、当該空家等の状態が改善されていません。つきましては、下記のとおり速やかに周辺の環境保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定により勧告します。

記

1 対象となる空家等

所在地		
用途		
記去ネカル英田ネ	氏名	
所有者又は管理者	住所	

- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由

4 勧告の責任者

松川町建設課長 連絡先:

5 措置の期限

年 月 日

#### 備考

- 1 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。
- 2 上記 4 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合、法第 1 4 条第 3 項の規定により当該措置を命ずることがあります。
- 3 上記1の空家等に係る敷地が地方税法(昭和25年法律第226号)第349条の3の2の規定により住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合で、この勧告を受けた後、固定資産税の賦課期日(1月1日)時点においても上記2に示す措置がとられていないときは、当該敷地に係る当該年度以後の年度分の固定資産税について、当該特例の対象から除外されることとなります。

号 第 年 月 日

様

松川町長 印

#### 命令書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等に該 当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により法第14条第4項の規 定による命令を行う旨事前に通知しましたが、年月日現在、通知した措置が とられていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出が なされませんでした。

つきましては、法第 14 条第3項の規定により下記のとおり措置をとることを命令しま す。

記

1 対象となる空家等

所在地		
用途		
<u> 武士</u> 老丑 连然 理 老	氏名	
所有者又は管理者	住所	
措置の内容		

- 2
- 3 命ずるに至った事由

命令の責任者

松川町建設課長 連絡先:

5 措置の期限

年 月 日

### 備考

- 1 当該空家等に何らかの改善措置が行われるとき及び完了したときは、速やかに連絡してください。
- 2 この命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第16条第1項の規定によ り、50万円以下の過料に処せられます。
- 3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても 同期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第9項の 規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

#### (付記)

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 松川町(訴訟において松川町を代表する者は、松川町長となります。)を被告として裁判所に提起する ことができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分 があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり ます。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

松川町長印

### 命令に係る事前の通知書

あなたが所有・管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第2項に規定する特定空家等に該 当すると認められたため、年月日付け第号により必要な措置をとるよ う勧告しましたが、年月日現在、当該措置がとられていません。

このまま措置がとられない場合は、法第14条第4項の規定により下記のとおり当該措置をとることを命令することになりますので通知します。

なお、あなたは、法第 14 条第 4 項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定により、この通知の交付を受けた日から 5 日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1 対象となる空家等

所在地		
用途		
<b>二十</b>	氏名	
所有者又は管理者住所		

2 命じようとする措置の内容

3 命じようとするに至った事由

4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先

 松川町
 課

 送付先
 連絡先

5 意見書の期限

年 月 日

備考 上記2に示す措置をとった場合は、遅滞なく報告してください。

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

松川町長 様

(請求者)住所氏名電話番号

# 公開による意見の聴取請求書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第 4 項の規定による 年 月 日付けの通知書を受領しましたが、同条第 5 項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求します。

請求者の住所		
請求者の氏名		
通知を受けた年月日		
もみ しみ 7 虚空体	所在地	
対象となる空家等	用途	
公開による意見の聴取を請求する理由		

様式第9号(第9条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

松川町長

## 公開による意見の聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第6項の規定により下記のとおり公開による意見の聴取を行いますので、この通知書を持参の上、出席してください。なお、代理人を出席させる場合は、あらかじめ委任状を提出してください。やむを得ない理由により出席できない場合又は代理人を出席させることができない場合は、その旨を意見聴取の期日の前日までに届け出てください。理由なく出席しない場合は、意見聴取における発言権を放棄したものとみなします。

記
1 命じようとする措置
2 日時
3 場所

様

松川町長 印

#### 戒告書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたが所有・管理する下記の空家等の を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第 9 項の規定により、当該空家等の を執行しますので、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 3 条第 1 項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当町はその責任を負わないことを申し添えます。

記

### 対象となる空家等

所在地			
用途			
構造		造	階建て
規模	建築面積	m²	
	延べ床面積	m²	
所有者又は 管理者	氏名		
	住所		

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 松川町(訴訟において松川町を代表する者は、松川町長となります。)を被告として裁判所に提起する ことができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分 があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり ます。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様

松川町長

### 代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有・管理する下記の空家等を 年 月 日までに(除却、修繕、立木竹の伐採等)するよう戒告しましたが、同日ま でに義務が履行されませんでした。

ついては、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 14 条第 9 項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要する全ての費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、当町はその責任を負わないことを申し添えます。

記

1 (除却、修繕、立木竹の伐採等) する空家等

所在地		
用途		
所有者又は管理者	氏名	
住所		

2 代執行の期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 執行責任者

4 代執行に要する費用の概算見積額

円

(付記)

(1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

(2)この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 松川町(訴訟において松川町を代表する者は、松川町長となります。)を被告として裁判所に提起する ことができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分 があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり ます。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(表)

## 執行責任者証

第 号

(所属)(職名)(氏名)

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。 年 月 日

松川町長 印

 $5.5\,\mathrm{c}$  m

記

- 1 代執行をなすべき事項代執行令書(年月日付け第号)に記載の(所在地)の空家等の(除却、修繕、立木竹の伐採等)
- 2 代執行をなすべき時期

年 月 日から 年 月 日まで

9 c m

(裏)

空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成 26 年法律第 127 号) (抜粋) (特定空家等に対する措置)

第14条 1~8 (略)

9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その 措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないと き又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執 行法(昭和23年法律第43号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべ き行為をし、又は第3者をしてこれをさせることができる。

10~15 (略)

行政代執行法(昭和23年法律第43号)(抜粋)

第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者 たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でも これを呈示しなければならない。

注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第13号(第11条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

松川町長

### 代執行費用納付命令書

年 月 日付け第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が 決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよ う命令します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添えます。

- 1 納付金額 金 円
- 2 納付期日 年 月 日まで
- 3 納付方法 別途納付書兼領収書による
- 4 代執行 年 月 日施行

(付記)

- (1) この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、松川町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2)この処分の取消しを求める訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、 松川町(訴訟において松川町を代表する者は、松川町長となります。)を被告として裁判所に提起する ことができます。なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、処分 があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなり ます。ただし、上記の審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日 から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 標識

下記の空家等の所有者又は管理者は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第127号)第14条第3項の規定により、必要な措置をとることを 年 月 日付け 第 号により命ぜられています。

様式第15号(第13条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

松川町長

### 緊急安全措置実施通知書兼請求書

あなたが所有(管理)する空家等について、松川町空家等対策の推進に関する条例第14条の規定により次のとおり緊急安全措置を実施したので、同条第3項の規定に基づき緊急安全措置に要した費用を請求します。

なお、指定した期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することが あるので、申し添えます。

# 1 対象となる空家等

所	所在地					
月.	用途					
=r	2大学力24体加学	氏名				
17	「有者又は管理者	住所				
2	実施日					
	年 月 日					
3	3 実施した緊急安全措置の内容					
$\overline{4}$	緊急安全措置に要した費用					
	円					
5	5 納付期限					
	年 日 日					

6 納付方法

別添納付書により入金願います。